(三)　特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けているときは、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車それぞれ一台を備え付けているものとみなすものとした。（第一六条第三項関係）

2　共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準について、1の(三)の規定を準用するとともに、1の(一)及び(二)に準じて防災要員、指揮者、泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を置くこと等を定めることとした。（第二〇条第一項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九五号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

児童福祉法第一九条の三第八項の政令で定める一定の期間は、一月とすることとした。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したときその他申請を同項に規定する診断した日から一月以内に行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、三月とすることとした。（第二二条の二関係）

二　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正関係

1　難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第五項第一号の政令で定める一定の期間は、一月とすることとした。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したときその他申請を同号に規定する診断した日から一月以内に行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、三月とすることとした。（第三条第一項関係）

2　難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第五項第二号の政令で定める一定の期間は、一月とすることとした。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したときその他申請を難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第二条に規定する基準に該当することとなった日の翌日から一月以内に行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、三月とすることとした。（第三条第二項関係）

三　施行期日

この政令は、令和五年一〇月一日から施行することとした。

法　律

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十七号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律

（気象業務法の一部改正）

第一条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は地震」を「、地震又は火山現象」に改め、同条第六項中「基く」を「基づく」に改め、同条第七項中「起る」を「起こる」に改める。

第九条中「規定により許可」を「許可」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁が行った観測又は前項の検定に合格した気象測器を用いた観測（以下この項において「本観測」という。）の成果に基づいて同条第一項の予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下この項において「補完観測」という。）に用いる気象測器については、前項の検定に合格していないものであっても、国土交通省令で定めるところにより、本観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、補完観測が当該予報業務の適確な遂行に資するものであることについての気象庁長官の確認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、当該補完観測に使用することができる。

第十四条の二第二項中「はん濫した」を「氾濫した」に、「はん濫に」を「氾濫に」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。

第十四条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。

第十七条第二項中「許可」の下に「（以下この章において「許可」という。）」を、「範囲」の下に「（土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。以下同じ。）、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可にあっては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別を含む。第十九条第一項及び第四十六条第三号において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）をその範囲に含む予報業務の許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、第十九条の三の規定による説明を受けた者にのみ利用させるものに限られるものとする。